

岐阜県職員子育て支援行動計画

～子どもを生き育てやすい職場づくりのために～



平成27年3月

岐阜県

岐阜県議会事務局

岐阜県選挙管理委員会事務局

岐阜県人事委員会事務局

岐阜県監査委員事務局

目 次

第1	はじめに	1
第2	計画の概要	2
	1 次世代育成支援対策推進法の概要	
	2 計画の位置づけ	
	3 主な取組主体	
	4 計画の期間等	
	(1) 計画期間	
	(2) 計画の実施状況の把握と公表	
第3	これまでの計画の進捗状況	4
第4	計画の基本的な考え方	5
第5	具体的な取組	7
	I 結婚したい職員が結婚できるための支援	7
	1 結婚・出産・子育てに夢を持てる職場づくり	7
	(1) 若手職員のうちにライフプランについて考える機会を付与	
	2 結婚を望む職員への支援	7
	(1) 「婚活サポーター」の設置	
	(2) 結婚を望む県職員同士のマッチング	
	(3) 「コンサポ・ぎふ事業」の婚活情報の提供	
	(4) 結婚を望む県職員の情報のデータベース化	
	(5) 市町村、民間企業との合同研修や勉強会による交流促進	
	(6) 全庁合同スポーツ大会の実施	
	(7) 県庁内会議室等の活用	
	(8) 結婚に配慮した人事配置	
	(9) 新婚世帯に対する世帯用宿舎のあっせん	
	(10) 結婚休暇の取得要件の緩和	
	II 子どもを安心して生み育てることができる職場づくり	10
	1 職場全体で子育て家庭を応援する雰囲気づくり	10
	(1) 子育て支援制度を周知するための職場内研修の実施	
	(2) 妊娠から子育てまでの期間に利用できる各種制度の情報提供	
	(3) 孫の育児を促進するための休暇等の制度の新設	
	(4) 「子ども参観週間」の制度化	
	(5) 子育てに配慮した県庁舎の再整備の検討	
	(6) 子育てに関する地域活動への貢献	

2	職員が安心して育児休業が取得できる職場づくり	12
	(1) 育児休業の取得に対する意識改革	
	(2) 育児休業の取得支援	
	(3) 育児休業職員の代替職員の配置	
	(4) 育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援	
3	相談・情報提供機能の充実	13
	(1) 出産・育児に係る制度の情報提供	
	(2) 「育児休業サポート面談」の定期的実施	
	(3) 男性専門の子育て相談窓口の設置	
	(4) 育児休業中の職員に対する情報提供	
	(5) 育児休業等経験者に関する情報提供	
Ⅲ	子育てしながら仕事もできる職場づくり	15
1	妊娠・出産・子育てをしながら働き続けることができる環境づくり	15
	(1) 休暇の取得促進	
	(2) 多様な働き方の選択	
	(3) 超過勤務の縮減	
	(4) 子育てに配慮した人事配置	
	(5) ワークライフバランスを考慮した管理職の人事評価の実施	
	(6) 在宅勤務制度の実施	
2	男女が共に協力して子育てできる職場づくり	16
	(1) 男性の育児休業の取得促進	
	(2) 男性の育児に関する休暇等の取得促進	
3	女性の活躍の推進	18
	(1) 女性管理職の登用の推進	
	(2) 女性職員の相談に乗り助言する支援員の設置	
	(3) 研修等における管理職職員等の意識向上	
	(4) 女性職員のキャリア支援のための研修の実施	
	(5) 育児休業者の職務復帰支援研修の充実	
	(6) 育児退職者復職制度の対象年齢等の拡大	
第6	おわりに	20

はじめに

平成22年3月に、「岐阜県職員子育て支援行動計画～仕事にも子育てにも一所懸命な職員を応援する職場をめざして～」をみなさんにお届けしてから5年が過ぎました。

この間、前計画に基づいて、子育て支援方策の充実を図ってきました。みなさんからは、「特定事業主行動計画があって良かった」という嬉しい声もお聞かせいただいておりますが、一方で、「まだまだ周知が足りない」、「もっと支援をしてほしい」といった率直なご意見も多くお聞きしております。

今回、前計画の期間が満了することを踏まえ、「岐阜県職員子育て支援行動計画」の内容の見直しを行い、みなさんに新計画をお届けすることになりました。新たな都道府県計画である「第3次岐阜県少子化対策基本計画」では、「結婚したい人が結婚できる岐阜県づくり」を施策として掲げ、重点的に取り組んでいくとされていることから、今回お届けする新計画では前計画よりさらに踏み込んだ結婚・出産・子育て支援の方策を盛り込んでいます。

この計画は、事業主としての県が、県民のために一所懸命に働いていただいている職員のみなさんに、子育てにも一所懸命、全力投球で取り組んでいただけるよう、仕事と子育てを両立していくうえでの「困りごと」を減らしていくということを目的としています。計画策定にあたり、みなさんのご意見を率直に反映した、実効性のあるものをつくるという考え方は、前計画と同様です。

県政をとりまく状況は、依然として厳しいものになっています。そうした中であっても、みなさんが仕事にも、子育てにも一所懸命に取り組んでいただいていることに心から感謝を申し上げます。県としても、この計画を通じた取組みを着実に進めることにより、職員のみなさんを今まで以上に応援し、より良い職場環境づくりにつながり、そのことが県民サービスの一層の向上に資することを願っています。

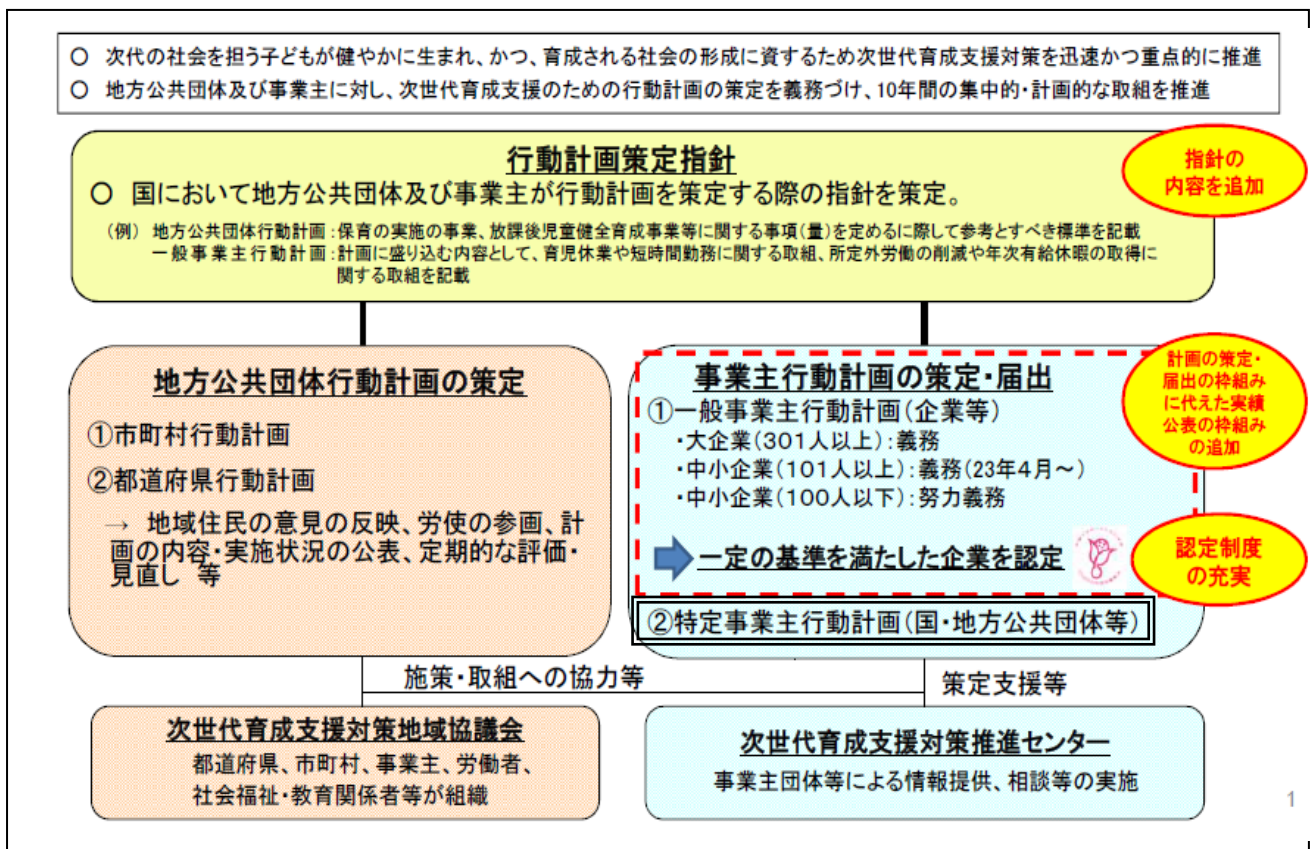
計画の概要

1 次世代育成支援対策推進法の概要

国民が、希望どおりに働き、また、結婚、出産、子育ての希望を実現することができる環境を整え、人々の意識を変えていくことにより、少子化と人口減少を克服することを目指す総合的な政策を迅速かつ重点的に推進するため、平成15年7月に次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二十号。以下「法」という。）が制定され、県においても「岐阜県子育て支援行動計画」を策定することを通じて、次世代育成支援対策の推進を図ってきたところです。

「岐阜県子育て支援行動計画」の策定から10年が経過する中、国、地方公共団体、企業の各々が法に基づく十年間の計画的・集中的な次世代育成支援対策の取組を実施することにより、次世代育成支援対策の取組を更に充実していく必要がありますが、更なる次世代育成支援対策を推進していくとともに、法の施行状況等について検証を行い、必要に応じて、適時、より実効性のある次世代育成支援対策を推進すべく、法の有効期限の十年間の延長、認定制度の充実等の内容を盛り込んだ、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十八号）により、法の一部改正が行われたところです。

その概要は以下のとおりです。



2 計画の位置づけ

本県では依然として少子化傾向に歯止めがかからず、本格的な人口減少社会に突入しています。合計特殊出生率は、下げ止まりの傾向が見られますが、出生数は減少を続けており、少子化という大きな流れを変えるまでには至っていません。

県は、法に基づき、地方公共団体として「都道府県行動計画」を策定するものとされているのに加えて、事業主である地方公共団体の機関として「特定事業主行動計画」を策定するものとされています。

前者である「岐阜県少子化対策基本計画」については、「都道府県行動計画」として盛り込むべき内容に加えて、あらゆる分野における県の少子化対策の施策を加えた内容としています。

後者である本計画「岐阜県職員子育て支援行動計画」については、雇用主という立場で人事課が職員の子育て環境を整備するための計画として策定しています。

3 主な取組主体

① 管理部門	人事などの管理部門 (人事課、職員厚生課、管財課、各部人事主管課等)
② 所属長等	各所属長、管理調整監等
③ 子育て中の職員、 結婚を望む職員等	子育て中の職員(出産予定の者、配偶者が出産予定の者を含む。)、 結婚を望む職員、若手職員など
④ 周囲の職員	子育て中の職員等と同じ職場に勤務する職員
⑤ 全職員	非常勤職員、臨時職員を含むすべての職員

4 計画の期間等

(1) 計画期間

次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画の計画期間は、平成27年度から平成36年度までの10年間であるところ、本計画は、その前半の平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間を計画期間とします。

(2) 計画の実施状況の把握と公表

各年度の実施状況については、翌年度に把握し公表します。また、把握した結果を踏まえて、仕事と生活の調和の推進に資するよう、分析や評価、推進に当たっての課題の整理を行います。

これまでの計画の進捗状況

○岐阜県職員子育て支援行動計画目標に対する実績（平成21年度～25年度）

数 値 目 標	女性の育児休業取得率	配偶者の出産の場合の特別休暇取得率	育児参加の特別休暇取得率	男性の育児休業取得率
	100%	100%	100%	10%
平成21年度実績	100.0%	96.7%	58.7%	0.8%
	(113/113人)	(117/121人)	(71/121人)	(1/121人)
平成22年度実績	100.0%	91.1%	60.4%	1.0%
	(42/42人)	(92/101人)	(61/101人)	(1/101人)
平成23年度実績	100.0%	87.5%	65.2%	2.6%
	(51/51人)	(98/112人)	(73/112人)	(3/112人)
平成24年度実績	98.0%	72.7%	58.6%	5.1%
	(48/49人)※	(72/99人)	(58/99人)	(5/99人)
平成25年度実績	102.0%	72.7%	57.0%	4.1%
	(51/50人)※	(88/121人)	(69/121人)	(5/121人)

※ 母数は、対象児童にかかる育児休業を取得することが可能となった時点においてカウント。

なお、H24年度に育児休業を取得しなかった1人は、H25年度に取得。

（参考）取組内容の取得者、利用者数実績（平成21年度～25年度）

取 組 内 容	育児休業者の自宅等からのLAN接続	家族の看護休暇	妊娠障害(つわり)休暇	不妊治療を受ける場合の休暇	早出遅出勤務制度	部分休業制度	育児短時間勤務制度	育児等退職者復職採用選考申出制度
平成21年度実績	32人	412人	11人	3人	29人	37人	1人	0人
平成22年度実績	28人	416人	15人	6人	45人	29人	2人	0人
平成23年度実績	25人	444人	11人	4人	47人	24人	0人	0人
平成24年度実績	23人	510人	14人	7人	60人	11人	2人	1人
平成25年度実績	21人	529人	4人	7人	66人	17人	1人	0人

計画の基本的な考え方

<計画における重点項目>

(1) 「職員の結婚支援」に県庁が県内事業者のモデルとして取り組みます

【背景】本県の新たな「第3次岐阜県少子化対策基本計画」（都道府県計画）が策定され、「結婚したい人が結婚できる岐阜県づくり」に新たにに取り組むこととされたこと。

(2) 女性が子育てしながら活躍できる職場づくりのため、男女の意識改革を進めるとともに、女性管理職職員登用や、女性職員への支援を強化していきます

【背景】女性が活躍できる社会環境を整備していくには、妊娠、出産、育児後であっても、女性が引き続き仕事で活躍したい・活躍できると思えるよう支援を強化する必要があること。

(3) 男性の育児休業取得が「あたりまえ」であるという雰囲気づくりのため、段階的な育休の取得を促進するとともに、管理職・職場の意識改革を推進

【背景】現行計画において、男性の育児休業等の取得が進んでいないが、男性も子育てしながら仕事で活躍することが求められていること。

(4) 子どもを安心して生み育てることができる職場づくり

【背景】職員から、計画の周知や、育児休業の代替職員の確保等により育児休業等を取りやすい職場環境づくりが求められていること。

<計画の体系>

目標：結婚や出産、子育てを望む岐阜県職員が、仕事で活躍しながら安心して子どもを産み育てることができる環境を実現します。



<取組みの3つの柱>

I 結婚したい職員が結婚できるための支援

結婚・出産・子育てに夢を持てる職場づくり、結婚を望む人への支援により、若いうちから結婚や子育てに対してプラスイメージを持ち、県職員が結婚できる職場環境を実現します。

II 子どもを安心して産み育てることができる職場づくり

すべての県職員が子どもを安心して産み育てられると実感できるよう、職場全体で子育て家庭を応援する雰囲気づくり、暮らしやすく、子育てのしやすい職場づくりを実現します。

III 子育てしながら仕事もできる職場づくり

職場の子育て支援の取組の推進、妊娠・出産・子育てをしながら働き続けることができる職場づくり、男女が共に協力して子育てできる職場づくり、女性の活躍の推進により、男女問わず、子どもとしっかり向き合う時間を確保し、子育ての喜びを感じながら、その個性と能力を発揮できる職場環境を作ります。

具体的な取組

I 結婚したい職員が結婚できるための支援

1 結婚・出産・子育てに夢を持てる職場づくり

(1) 若手職員のうちにライフプランについて考える機会を付与【人事課】

これから結婚・出産を迎える若い職員が、各種研修等の機会において、結婚、出産、子育てを経験した職員の体験談等に接することで、結婚や出産、子育てについて考えるきっかけを作ります。

また、ライフプランをテーマにした意見交換を実施し、結婚や出産、子育てについて考えるきっかけとします。

主体別取組事項

① 管理部門	・ライフプランをテーマにした意見交換、研修を実施し、若いうちから結婚、出産、子育てについて考える機会を提供する。
② 所属長等	・結婚・出産・子育てについて、所属職員の状況の把握、配慮等を行う。
③ 若手職員	・ライフプランをテーマにした意見交換、研修に参加し、若いうちから結婚、出産、子育てについて考える。
④ 周囲の職員	・結婚・出産・子育てについて、周囲の職員の状況の把握、配慮等を行う。
⑤ 全職員	

2 結婚を望む職員への支援

(1) 「婚活サポーター」の設置【人事課】

結婚したいと思っている職員の相談に乗り、男女が知り合うきっかけや出会いの場を創出する「婚活サポーター」を設置します。

(2) 結婚を望む県職員同士のマッチング【人事課】

結婚を望む未婚の職員について、「婚活サポーター」が本人の希望を踏まえたマッチングを実施します。

(3) 「コンサポ・ぎふ事業」の婚活情報の提供【人事課、子ども・女性局】

結婚を考えながらも出会いの機会が少ない独身男女に出会いの場を提供するため、子ども・女性局の実施する「コンサポ・ぎふ事業」と「婚活サポーター」が連携し、婚活情報の提供を希望する未婚の県職員へ情報を提供します。

(4) 結婚を望む県職員情報のデータベース化【人事課】

結婚を望む未婚の職員に関する結婚希望情報をまとめたデータベースを作成し、県職員のマッチングを行うとともに、「コンサポ・ぎふ事業」等において活用し、職員の結

婚を支援します。

(5) 市町村、民間企業との合同研修や勉強会による交流促進【人事課】

県内の市町村、民間企業の職員とともに研修への積極的な参加を促し、若手職員の能力の向上を図るとともに、異業種交流を促進します。

グループワークによる演習等意見交換ができる研修に若手職員を参加させ、職員のプレゼン・交渉能力を向上するとともに、職員の交流を促進します。

市町村や他県、民間企業の若手職員との勉強会等の自主研究活動に対する支援について、職員に積極的な活用を促し、職員の自己研鑽を勧めるとともに、若手職員同士の交流を促進します。

(6) 全庁合同スポーツ大会の実施【職員厚生課】

福利厚生観点から、本庁・現地を含めた全庁のスポーツ大会を実施することとし、心身のリフレッシュを図るとともに、普段、交流することのない職員との交流を促進します。

(7) 県庁内会議室等の活用【管財課】

県庁内会議室等を、若手職員のランチミーティングや自主的な勉強会等の交流の場として活用します。

また、県庁舎の再整備を検討する際には、若手職員の交流の場の確保についても配慮しながら検討していきます。

(8) 結婚に配慮した人事配置（人事課）

県職員同士で結婚の予定のある職員の同一地域での配置など、結婚にも配慮した人事配置を行います。

(9) 新婚世帯に対する世帯用宿舎のあっせん【管財課】

結婚予定者に対し、世帯用宿舎を優先的にあっせんし、職員の経済的な負担の軽減を図ります。

(10) 結婚休暇の取得要件の緩和【人事課】

職員の結婚に際し、結婚式、旅行、その他結婚に伴う行事のための結婚休暇について、個々の事情に応じて、弾力的に休暇が取れるように取得要件の緩和を検討します。

主体別取組事項

① 管理部門	・ 婚活サポーターの設置 ・ 結婚希望の県職員のデータベース化やマッチング、コンサポ事業の紹介 ・ 市町村職員との合同研修等の周知や研修へのグループワーク演習等の導入 ・ 全庁合同スポーツ大会の開催
--------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県庁内会議室や宿舎等の利用の支援 ・ 結婚に配慮した人事配置に努める。
② 所属長等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所属職員の意向の把握に努め、上記取組に参加できる環境づくりに努める。 ・ 所属職員の研修への参加促進
③ 結婚を望む職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記取組に参加する。
④ 周囲の職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 結婚を望む職員が上記取組に参加できる環境づくりに努める。
⑤ 全職員	

Ⅱ 子どもを安心して生み育てることができる職場づくり

1 職場全体で子育て家庭を応援する雰囲気づくり

(1) 子育て支援制度を周知するための職場内研修の実施【人事課・各所属】

管理職職員・所属職員の意識向上を図り、本計画と支援制度の周知を図るため、各所属の管理職職員が、本計画や子育て支援制度を所属職員に周知し、職員の休暇制度等の取得促進を図る職場研修を全所属で実施します。

<数値目標>

子育て支援制度周知のための職場内研修の実施率 100%

(2) 妊娠から子育てまでの期間に利用できる各種制度の情報提供【人事課・各所属長】

母性保護及び母性健康管理を適切かつ有効に実行するため、妊娠中及び出産後の職員に対して、妊娠・出産、子育てにおいて利用できる各種制度について周知します。

◆出産・育児に関する主な特別休暇（有給）

- ・産前、産後の休暇
(出産予定日前8週、出産後8週以内)
- ・妊産婦健康審査等(必要と認める時間)
- ・妊婦の通勤緩和
(勤務時間の始め又は終わりにおいて1日につき1時間以内)
- ・配偶者の出産(2日以内)
- ・男性職員の育児参加休暇(5日以内)
- ・妊娠障害(つわり等)(7日以内)
- ・子の看護等
(中学校就学前の子どもについて年5日以内[子が2人以上の場合は10日])

◆その他

- ・不妊治療(一の年において6日以内)
- ・時間外勤務の制限
- ・育児の時間
- ・深夜勤務及び時間外勤務の制限
- ・育児短時間勤務
- ・休憩時間の短縮及び就業時刻の繰り上げの特例
- ・早出遅出勤務
- ・育休復帰研修

◆育児に関する休業（無給）

- ・育児休業(子が3歳に達するまで)
- ・部分休業
(小学校就学の始期に達するまで、勤務時間の始め又は終わりに1日2時間以内)

(3) 孫の育児を促進するための休暇等の制度の新設【人事課】

職員の子どもだけではなく、孫の育児を支援するための特別休暇や勤務時間のスライド制などについて検討し、職場全体で子育てを支援していく雰囲気づくりを推進します。

(4) 「子ども参観週間」の制度化【人事課、各所属長等】

ワーク・ライフ・バランスの取組を促進するため、子どもたちの勤労観、職業観を育み、家庭での親子のコミュニケーションや絆を深められる「子ども参観日」を所属毎に実施できるように制度化し、親の仕事に対する家庭での理解を深めるとともに、子育て中の職員に対する職場の理解を深めます。

(5) 子育てに配慮した県庁舎の再整備の検討【管財課】

県庁舎の再整備を検討する際には、妊娠中の職員等が働きやすい職場となるよう配慮

しながら検討します。また、現在の県庁内会議室等を、子育ての相談等を行う交流の場として活用します。

(6) 子育てに関する地域活動への貢献【全職員】

職員は、同時に地域社会の構成員であり、地域における子育て支援の取り組みに積極的に参加することが期待されています。スポーツや文化活動などの講師や、少年非行防止・通学時の交通安全のボランティアなどの地域活動に積極的に参加することで、子どもの育成を支援することへの理解を深めます。

主体別取組事項

① 管理部門	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠中及び出産後の職員が利用可能な各種制度について広く周知する。 ・所属長等に対し、研修や会議などの機会をとらえて本計画の趣旨を周知するとともに、所属職員の子育てなどの状況を十分把握し、必要な対応を取るよう徹底する。 ・育児休業中の職員の復帰支援のための研修を実施する。 ・「子ども参観日」を所属毎に実施できるように制度化する。
② 所属長等	<ul style="list-style-type: none"> ・所属長の基本的な責務として、出産・子育てをはじめとする所属職員の事情を把握し、各種制度の活用を働きかける。 ・妊娠中の職員と面談を行い、利用できる制度について周知し、職員の意向を把握する。 ・妊娠中、子育て中の職員の状況を、所属内職員に対して説明するなどして、職場で応援する雰囲気づくりに努める。 ・各所属単位で「子ども参観日」を実施する。
③ 子育て中の職員	<ul style="list-style-type: none"> ・父親や母親になることがわかったら、できるだけ早く、所属長や管理調整担当者に連絡する。 ・自らの育児の状況等について、同僚等と情報を共有する。 ・子育てのための休暇の取得を計画的に行うため、所属長と面談を行う（「男性職員の育児参加プラン」の作成など）。 ・育児休業期間中にあっては業務に関する情報の収集や自己研さんにも努める。
④ 周囲の職員	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠中、あるいは子育てに仕事にと奮闘している職員を職場全体で応援し、育児に関する制度が利用しやすい雰囲気を作り出す。 ・先輩、同僚としてアドバイスや休暇制度などの利用を促す。 ・妊娠中の職員の状況や所属内の業務の状況に応じ、必要な場合は、所属内で十分話し合いを行う。
⑤ 全職員	<ul style="list-style-type: none"> ・職場内研修へ参加する。 ・子育てに関する地域貢献活動に、ボランティア休暇を利用するなどして積極的に参加する。

2 職員が安心して育児休業が取得できる職場づくり

(1) 育児休業の取得に対する意識改革【人事課、各所属長等】

男女ともに育児休業の取得が「あたりまえ」の職場になるように、管理職職員は育児休業の取得が可能な職員に対して、育児休業を取得するよう積極的に働きかけて、取得しにくい雰囲気はなくすとともに、管理職職員だけでなく全職員の意識を改革します。

<数値目標>

・女性の育児休業取得率	100%
・男性の短期（5日以内）育児休業取得率	70%
・男性の短期以外の育児休業取得率	10%

(※男性の育児休業取得促進の詳細については、後記Ⅲ 2 (1))

(2) 育児休業の取得支援【人事課、職員厚生課、各所属長等】

育児休業の制度の趣旨及び内容や休業期間中の育児休業手当金支給等の経済的な支援措置について、職員に対して周知します。

<参考>

◆地方職員共済組合育児休業手当金

- ・育児休業により勤務に服さなかった場合に給付
- ・金額等

【休業開始から180日間】 給料日額の67%×1.25×育休で勤務しなかった期間

【残りの期間】 給料日額の50%×1.25×育休で勤務しなかった期間

◆共済組合・互助会育児休業掛金免除

- ・育児休業期間中は、組合員からの申出により掛金を免除
- ・期間

【共済組合】 育児休業開始月～育児休業終了日の前月

【互助会】 育児休業開始の翌月～育児休業終了日の前日

(3) 育児休業職員の代替職員の配置【人事課】

育児休業職員の代替は、可能な限り正職員で行うよう努めたうえで、職員が安心して育児休業を取得できるように、育児休業取得者の代替職員として、正規職員、育休任期付職員、臨時的任用職員、非常勤専門職又は雇員を配置することとします。また、育児休業を考慮した正職員の採用、育休任期付職員採用試験の複数回実施等により代替職員を確実に確保します。

<数値目標>

・育児休業職員の代替職員の配置率	100%
------------------	------

(4) 育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援【人事課、各所属長等】

育児休業を取得している職員が円滑に職場に復帰できるよう、休業中の職員に対して、

業務に関する情報提供を行うとともに、職場復帰に際して必要となる業務の知識や将来活かせる能力の開発に関する研修その他の必要な支援を行います。

主体別取組事項

① 管理部門	<ul style="list-style-type: none"> ・所属長等に対し、研修や会議などの機会をとらえて、所属職員の子育てなどの状況を十分把握し、育児休業の取得促進を行うように徹底する。 ・「県職員子育て支援ポータルサイト」（後記3（1）参照）等を活用し、育児休業制度を周知する。 ・代替職員の確保・配置等により、育児休業を取得しやすい環境の整備に努める。
② 所属長等	<ul style="list-style-type: none"> ・所属職員に対して、育児休業を取得することが「あたりまえ」であることを説明し、意識改革を行うとともに、取得を働きかける。 ・育児休業等の取得を希望する職員と面談を実施する。 ・職員が育児休業等の取得を希望した場合には、所属内で業務の見直しを行うとともに、業務に支障が生じる場合には、代替職員の活用を検討し、手続きを行う。
③ 子育て中の職員	<ul style="list-style-type: none"> ・所属長等との面談において、育児に関する希望等について話し合いを行う。 ・育児休業を取得する。
④ 周囲の職員	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠中の職員の状況や係内の業務の状況に応じ、必要な場合は、所属内で十分話し合いを行う。
⑤ 全職員	<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業を取得することが「あたりまえ」と理解する。

3 相談・情報提供機能の充実

(1) 出産、育児に係る制度の情報提供【人事課、職員厚生課】

子育て支援行動計画の周知や育児に関連する各種特別休暇や育児休業、共済組合や互助会からの給付、育児に関する情報などをとりまとめて、「県職員子育て支援ポータルサイト」でお知らせします。

(2) 「育児休業サポート面談」の定期的実施【人事課、各所属長等】

育児休業を取得する職員の復帰後等の不安を解消し、安心して働き続ける事ができるように、休業前、復帰前（復帰2カ月前）、復帰後（復帰後半年から1年以内）に各所属長等が「育児休業サポート面談」を実施します。

(3) 男性専門の子育て相談窓口の設置【人事課】

男性が、育児休業取得の不安、制度の仕組み・手続き、子育てと仕事の両立などを相談できる窓口を設置します。

(4) 育児休業中の職員に対する情報提供【人事課、各所属長等】

所属長が、育児休業中の職員に対して、上期、下期の期首期末にそれぞれ面談を実施するとともに、定期的に県政の動向、子育てに関する情報等を提供します。

(5) 育児休業等経験者に関する情報提供【人事課】

育児休業、育児短時間勤務または育児のための部分休業を実際に取得した職員の体験談をHP等に掲載することにより、育児休業等を取得することのメリット等を周知するとともに、育児休業等の取得を希望する職員の不安の軽減を図ります。

主体別取組事項

① 管理部門	<ul style="list-style-type: none">・「県職員子育て支援ポータルサイト」等を活用し、出産・育児に係る諸制度の情報を提供する。・職員の状況の把握に努める。・育児休業体験談を積極的にPRし、職員に育児休業の取得を促す。・男性職員が取得できる子育てに係る休暇の取得促進を図る。
② 所属長等	<ul style="list-style-type: none">・制度の内容を十分把握するとともに、職場研修、面談等を通して職員に案内するとともに、相談を受ける。・育児休業サポート面談を実施する。
③ 子育て中の職員	<ul style="list-style-type: none">・「県職員子育て支援ポータルサイト」等を活用し、制度の内容を十分把握する。
④ 周囲の職員	
⑤ 全職員	

Ⅲ 子育てしながら仕事もできる職場づくり

1 妊娠・出産・子育てをしながら働き続けることができる環境づくり

(1) 休暇の取得促進【人事課、各所属長等】

休暇の取得を促進するため、職員の休暇に対する意識の改革を図るとともに、下記の取組を実施します。

ア 年次休暇等の取得促進

計画的な年次休暇の取得促進を図るため、各職場の実情に応じ、四半期ごと等の年次休暇の計画表の作成及び職場の業務予定の職員への早期周知を図る等、年次休暇を取りやすい雰囲気醸成や環境整備を行います。

また、人事担当部局においては、職員の年次休暇の取得状況を定期的に把握し、取得率が低い部署については、ヒアリングや指導を行います。

イ 連続休暇等の取得の促進

ゴールデンウィーク期間、夏季（7月から9月まで）、年末年始等における連続休暇、職員及びその家族の誕生日等の記念日や子どもの学校行事等、家族との触れ合いのための年次休暇等の取得促進を図ります。

ウ 子の看護等のための特別休暇等の取得の促進

子どもの看護等のための休暇について、職員に周知するとともに、当該特別休暇の取得を希望する職員が、円滑に取得できる環境を整備します。

(2) 多様な働き方の選択【人事課、各部局等】

保育所・幼稚園の送迎など、時間的な制約が生じる職員のために、早出・遅出勤務制度、短時間勤務制度、部分休業、休憩時間の短縮などの選択肢を準備し、その制度を周知します。

(3) 超過勤務の縮減【人事課、各部局等】

これまでの労働時間短縮対策をさらに進め、一層の取組を進めるべく、時間外勤務制度の適正な運用、職員の在庁状況の把握を行います。

また、対応が必要な職員の把握に努め、対象職員との面談を実施し、状況を把握するとともに、働き方の改善などを促します。また、各部局次長等をトップとする組織運営会議を開催し、時間外勤務の縮減に努めます。

(4) 子育てに配慮した人事配置【人事課】

妊娠中・今後出産予定の職員及び現在、子育てをしている職員に対して、仕事と子育ての両立にも配慮した人事配置を行います。

(5) ワークライフバランスを考慮した管理職の人事評価の実施【人事課】

管理職職員が所属職員のワークライフバランスの推進に資するような効率的な行政

運営や良好な職場づくりに向けて行う取組について目標を設定し、実績について人事評価で適切な評価を行います。

(6) 在宅勤務制度の実施【人事課】

在宅勤務やテレワーク（情報通信技術を活用した場所にとらわれない働き方）等は、職住近接の実現による通勤負担の軽減に加え、多様な働き方の選択肢を拡大するものであり、仕事と家庭の両立のしやすい働き方である点に着目し、その導入について引き続き検討を行います。

主体別取組事項

① 管理部門	<ul style="list-style-type: none"> ・「県職員子育て支援ポータルサイト」等を活用した育児のための休暇・休業・勤務制度の周知に努める。 ・ワークライフバランスを推進する観点から、「8のつく日」、ノー残業デーの徹底や意識啓発など時間外勤務の縮減に努めるとともに、休暇の取得を促進する。 ・子育て時期の職員に配慮した人事配置に努める。 ・ワークライフバランスを考慮した管理職職員の人事評価を実施する。
② 所属長等	<ul style="list-style-type: none"> ・所属職員の能力、仕事量の把握や、適正な事務配分、手戻りのない指示等に配慮する。 ・職員の時間外勤務・在庁時間の状況を把握するとともに、「8のつく日」、ノー残業デーの徹底や意識啓発など、時間外勤務の縮減に努める。 ・所属職員のワークライフバランスの推進に資するような行政運営や良好な職場づくりに向けた取組を行う。
③ 子育て中の職員	<ul style="list-style-type: none"> ・所属長等と面談において、今後の生き方や働き方を踏まえ、育児に関する希望等について話し合いを行う。 ・自らの育児の状況等について、同僚等と情報を共有する。
④ 周囲の職員	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠中の職員の状況や係内の業務の状況に応じ、必要な場合は、所属内で十分話し合いを行う。
⑤ 全職員	<ul style="list-style-type: none"> ・事務の効率化や事務事業の見直しに努めるなど、時間外勤務を縮減する。 ・計画的に年次休暇等を取得し、心身の健康の維持増進を図る。 ・日頃から係内の情報の共有化等により、相互に応援できるように努める。

2 男女が共に協力して子育てできる環境づくり

(1) 男性の育児休業の取得促進【人事課、各所属】

男性職員の育児休業の取得は、未だ低い水準にあることから、男性職員の育児休業取

得が「あたりまえ」の職場にします。

管理職職員は、育児休業取得が可能な職員を把握し、可能な職員に対して、自ら徹底して育児休業の取得を勧めることで、取得しにくい雰囲気はなくしながら、全職員の意識を改革していきます。

まずは、仕事への影響など不安感の少ない、短期（5日以内）の育児休業を可能な限り多くの男性職員が取得し、男性職員の育児休業取得が「あたりまえ」の雰囲気を作ります。

その後、1カ月間、1年間などの短期以外の育児休業取得者を増やし、段階的に育児休業の取得を促進します。

また、育児休業取得をきっかけとして男性の積極的な子育て参加を促します。

<数値目標>

- ・ **男性の短期（5日以内）育児休業取得率** **70%**
- ・ **男性の短期以外の育児休業取得率** **10%**

(2) 男性の育児に関する休暇等の取得促進【人事課、各所属】

「配偶者の出産の場合の特別休暇」「育児参加の特別休暇」の取得を徹底するとともに、男性が育児短時間勤務又は部分休業を取得できることについても周知し、父親が積極的に子育てに参加しやすい環境づくりを進めます。

<数値目標>

- ・ **配偶者の出産の場合の特別休暇取得率** **100%**
- ・ **育児参加の特別休暇取得率** **100%**

主体別取組事項

① 管理部門	<ul style="list-style-type: none">・ 所属長等に対し、研修や会議などの機会をとらえて、所属の男性職員の子育てなどの状況を十分把握し、育児休業等の取得促進を行うように徹底する。・ 男性の育児休業取得可能者の情報を把握する。・ 男性の育児休業取得者の体験談をホームページ等を通じて紹介するとともに、研修を実施し、男性が育児休業等を取得することのメリット等を周知する。
② 所属長等	<ul style="list-style-type: none">・ 男性の育児休業の取得者を増やすため、管理職員は育児休業取得可能者を常に把握し、短期育休の取得を徹底するとともに、特別休暇等の取得を促進する。・ 育児休業の取得を希望する職員と面談を行い、利用できる制度について周知し、職員の意向を確認する。
③ 子育て中の職員	<ul style="list-style-type: none">・ 男性職員自身が子育てに係る休暇の取得に努める。
④ 周囲の職員	<ul style="list-style-type: none">・ 育児休業等取得について理解し、子育て中の男性職員に対して、育児休業等の取得を勧める。
⑤ 全職員	

3 女性の活躍の推進

(1) 女性管理職の登用の推進（人事課）

女性職員が出産・子育てを行いながら、個々の持つ能力や強みを開発・活用し、組織のリーダーとして活躍していくことができるよう、女性管理職職員の登用目標を設定します。目標を設定することで、男性だけでなく女性職員の意識も改革します。

<数値目標>

2020年4月1日の女性管理職員の割合 20%

(2) 女性職員の相談に乗り助言する支援員の設置 【人事課】

出産・育児休業を控えた女性職員や子育て中の女性職員に対して、産育休中の過ごし方やキャリアアップ、子育てをしながらの働き方などについて助言する支援員を設置し、妊娠、育児に係る不安を解消します。

(3) 研修等における管理職職員等の意識向上【人事課】

各種研修等の機会を捉えて、女性職員の活躍促進、子育て期の男性職員の育児休業取得やワークライフバランスの推進等につき、管理職職員及び係長級職員の意識向上やマネジメント能力の習得を図ります。

(4) 女性職員のキャリア支援のための研修の実施【人事課】

出産・育児休業を経た女性職員が、個々の持つ能力や強みを活かして組織内で活躍できるよう、自らのキャリアプランを考えるとともにリーダーとしてのスキルなどを習得するキャリア支援のための研修を実施します。

また、男女を問わず、個々の持つ能力や強みを十分発揮し、自身の適性、経験値、蓄積した知識、資格等を基にキャリアについて考え、強力なリーダーシップを持って組織マネジメントができる総合力を持った人材を育成するための研修も実施します。

(5) 育児休業者の職務復帰支援研修の充実【人事課】

育児休業中の職員が職場復帰するのを支援する「育児休業者職務復帰支援研修」について、必要となる業務知識の習得、将来活かせる能力の開発、生き方や働き方を考える機会の付与など、より効果的な内容となるよう充実します。

(6) 育児退職者復職制度の対象年齢等の拡大【人事課】

妊娠、出産又は育児を理由にやむなく退職した職員の復職制度につき、対象年齢等利用条件を緩和します。これにより、安心して子育てができる職場環境を整備するとともに、行政運営に係る知識、経験を有する元職員を採用し、もって的確な人材確保及び効率的な行政運営を図ります。

主体別取組事項

① 管理部門	<ul style="list-style-type: none"> ・女性職員のキャリア支援に必要な情報提供、能力開発を行うための研修の実施、支援員の設置 ・妊娠・出産又は育児から円滑に職場復帰ができるような環境整備を行う。
② 所属長等	<ul style="list-style-type: none"> ・女性職員の活躍や仕事と生活の調和の推進に対する、自らの意識向上に努める。 ・所属女性職員に必要な研修等を受講させることにより女性職員のキャリア形成を支援する。
③ 子育て中の女性職員	<ul style="list-style-type: none"> ・女性職員の活躍促進、仕事と生活の調和の推進のため必要な研修等を受講することにより自身のキャリア形成に努める。
④ 周囲の職員	—
⑤ 全職員	

おわりに

この計画を実効あるものとするためには、管理職職員、管理部門、ご本人やその周囲の職員など、職員すべてのみなさんに計画の策定に携わっていただき、その趣旨を理解していただくことが大切です。

改訂版の策定に当たり、みなさんからご意見をいただきましたが、今後も、計画の周知と着実な実行に努めるとともに、みなさんからのご意見に応じて柔軟に見直し、職員にとって真に有効な計画となるよう努めてまいります。

今回、この計画をお手にとって戴いたみなさんにも、是非ご協力をお願いしたいことがあります。もし、みなさんの回りでどなたか育児などに困っている方がいて、この計画が少しでもその方を応援できるようでしたら、どうか、その方に、一言でも良いですから、「こんな計画があるよ」とご紹介いただきたいのです。

この計画がその方の育児を応援することは勿論ですが、厳しい時代に、たまたま職場を同じくする者同士が、互いに思いやって、暖かい職場の雰囲気を作られていく、そんな素敵な場面に、どうかこの計画も参加させていただけたらと思います。